

2014年11月11日団体交渉の概要

東北大学職員組合執行委員会

交渉事項：(大学側申入れ事項)

平成26年度人事院勧告に伴う本学役職員の給与の取扱方針について

2015年4月の本給2%（最大4%）引下げと1月の昇給1号俸抑制は、教職員にとって非常に痛手である。2006年度の引き下げ、2012・2013年度の臨時特例による7.8%の減額、退職手当の大幅減額、55歳を超える職員の昇給抑制など給与が下がり続ける状況の中で、交渉事項に関して当局による今回の給与改定の説明があった。しかし、「**本学職員の給与の取扱いに関する基本方針**」（注1）に関連して、人事院勧告とほぼ同じ「給与改定」のみが示されているだけで、「新たな人事システム」「財務状況」「給与システムの見直しについて」「活力に富んだ競争力のある大学づくりに向けた人事給与施策」などが示されていない。法人としての努力を裏付ける説明や給与改定の理由を説明する十分な資料がないので、本団体交渉は成立しなかった。

なお、今回当局から提示の資料にある「抜粋」は、平成17年12月の給与の取扱いに関する基本方針のうち、「給与改定」についての「基本的な考え方」であり、「基本方針」ではない。「基本方針」は現在でも有効なので、これに則った給与の取扱いに関する方針を示さなければならない。

(注1) 本学職員の給与の取扱いに関する基本方針 (平成17年12月7日)

1. 本学職員の給与の取扱いについては、平成17年度は給与改定を行わないものとし、平成18年4月から、人事院勧告の内容に沿って、給与改定を行うとともに、新たな人事システムの検討との整合性を図りつつ、給与システムの見直しを行う。
2. あわせて、財務状況を踏まえながら、活力に富んだ競争力のある大学づくりに向けた人事給与施策を講じる。

その他、交渉過程で明らかになった重要事項

- ・当局は今回の改定は「公的セクターとしての東北大学の給与改定を人事院勧告に基づいて行う」という従来の方針を示したのみで、東北大学独自の調査や方針に基づくものではない。
- ・役員給与には新たに「**広域異動手当の適用**」（注2）が加えられた。これは人事院勧告にないものである。これは役員に対する「利益変更」ではないか。教職員の給料を下げておきながら、給与改定を決める役員自ら利益変更することは許されない。
- ・教員、技術職員に対する**広域異動手当**、**単身赴任手当**について、他の国立大学法人等から移動した場合でも支払われることを確認。現在、事務職員には「出向」や「交流」という理解で支払われているが、教員は自己都合での異動という理由で支払われないケースがある。**赴任旅費**(注3)についても同様のケースがある。

(注2) 「職員給与規程」参照（広域異動手当は第24条の2、単身赴任手当は第27条）

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei-etsuran/reiki_honbun/u101RG00000425.html

広域異動手当は「6/100－地域手当」なので、他の国立大学法人から異動した場合、東京と仙台には支給されない（地域手当は東京17/100、仙台6/100、その他3/100）。提示された「給与改定」によると、広域異動手当は「10/100－地域手当」になるので、仙台も支給されることになる。（地域手当は東京のみ18/100に引上げ）

(注3) 「旅費細則」参照：鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（第11条、別表第2）、日当、宿泊料及び食卓料（第12条、別表第3）、移転料（第13条、別表第4）、着後手当（第14条、「日当及び宿泊料の2日分及び2夜分」）、扶養親族移転料（第15条、別表第5）

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei-etsuran/reiki_honbun/u101RG00002066.html